

柏市民ギャラリー 指定管理者が行う自主事業のガイドライン

本資料は柏市民ギャラリーにおいて指定管理者が自主事業を実施する際のガイドラインを示すものです。

以下に掲げる事業区分、内容及び実施回数は、実施必須項目ではありません。本ガイドラインを参考に指定管理者による多彩な自主事業が展開されることにより、本市の芸術文化の振興に寄与することを期待しています。

事業の実施にあたっては、施設の利用状況等に鑑みて、市民利用に支障のない範囲で本市の承認を得て実施するものとします。柏市文化祭等の教育委員会共催事業の関連で、開館日のうち約40日程度を使用するため、その実施時期については本市（教育委員会）と協議の上、決定するものとします。

自主事業の実施にかかる経費については、指定管理者の負担としますが、受益者負担を原則として、指定管理者は年間の自主事業を通じて収支の均衡を図るものとします。

基 本 方 針		
事業区分	内 容	実施回数
市民の芸術文化活動の支援に関すること		
活動支援事業	芸術文化活動の担い手の育成を支援する。 ・市民及び市民団体等が参加者となる企画展示等の開催 など	随時
文化振興を担う人材の育成に関すること		
人材育成事業	市内の芸術文化活動団体等を支援し、文化の振興を図る。 ・市内在住アーティストの掘り起こしと発表の場の提供 など	随時
柏らしさの創出・演出に関すること		
連携・交流事業	市内の様々な主体（企業、各種団体、学校等）と連携し、交流の促進及び文化の発信に努める。 ・市内企業等と連携した企画展示の開催 ・学校や各種団体等と連携した企画展示の開催 ・市内で活動する障害者アーティストと連携した企画展示の開催 など	随時